

障害者差別解消条例等調査特別委員会

(平成29年11月17日)

○ 中川雅晶委員長

皆さん、こんにちは。お疲れさまです。

それでは、障害者差別解消条例等調査特別委員会を開催させていただきます。

まず、インターネットを始めていただきます。お願いします。

それから、きょう、樋口龍馬委員が欠席ということは伺っていますので、よろしく願いをいたします。

また、いつものように手話の通訳もお願いさせていただきますので、ご承知よろしくお願いをいたします。

それでは、前回の引き続きをきょうはさせていただきたいと思いますが、その前に広報よっかいち11月号が障害福祉について特集をされていますので、あわせてまた読んでいただければいいかなと思いますので、よろしくお願いします。職員さんの下にいろいろコメントも入っておもしろいような記事になっていますので、よろしくお願いします。ご紹介させていただきます。

それでは、前回の委員会では条例骨子の素案を正副案をお示しさせていただいて、この条例における特徴として大きく三つの仕組みをご提示させていただきました。一つ目に身近で誰もが相談しやすい仕組み、二つ目に個別事案を解決するための仕組み、そして、三つ目に障害者に優しい取り組みを推進する仕組み、この三つをお示しさせていただいて、条例で制度として保障しようというような議論を前回させていただいたところです。

前回は、1番の身近で誰もが相談しやすい仕組みと個別事案を解決するための仕組みを主に議論させていただいて、今回は三つ目の障害者に優しい取り組みを推進する仕組みについてを中心的に議論させていただきたいというふうに思っております。

また、前回の議論の中で相談専用窓口の設置や地区単位での相談ができるようにしてはどうか等々さまざまなご意見をいただきました。それぞれ手法の違いはありますが、皆さん、相談体制の充実が重要であるということの認識としては一致しているというふうに受けとめております。

そこで、さらに正副で先進の自治体の調査を行い、情報コミュニケーションの合理的配慮を自治体が押し進め、障害者の方へきめ細やかに対応すべく工夫を行い、結果、相談体制の充実につながっているという事例を少し調査し、ピックアップさせていただいて、皆

さんのタブレットのほうに資料のほうを提供させていただきました。まず、提供させていただいた資料の説明からさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

それでは、資料の説明、事務局のほうからよろしく願いいたします。

## ○ 中嶋議会事務局主事

事務局の中嶋です。

まず、資料ですけれども、まず、紙のほう、2枚どめのホチキスでとめてあるもの、こちらの紙資料をごらんください。

先ほど委員長のほうからご紹介いただきました、行政が情報コミュニケーションの合理的配慮を進め、障害者の方へきめ細やかに対応すべく工夫を行っている事例です。こちらの資料、名張市と熊本県の事例を紹介した新聞記事ですが、著作権の関係で資料の配付は委員の皆様限りとさせていただいておりますのでご了承ください。

では、簡単にご説明をさせていただきます。

この名張市、熊本県ともにICTを活用して遠隔地でも手話通訳が利用できるようにしておる事例でございます。こちらは手話通訳が必要な方がスマートフォンやタブレットの画面を通じて手話による対話ができるといったもので、仕組みといたしましては、スマートフォンやタブレットの無料通話アプリ——LINEとかSkypeといったもの——このテレビ電話機能を利用してスマートフォンやタブレット上の画面に手話通訳者を表示させて画面越しに手話通訳者と対話できるという仕組みでございます。

この仕組みによる情報コミュニケーションの合理的配慮を進めて、行政手続などで困ったときに市役所に行って筆談や手話をしなくても身近に市に問い合わせができるようにしておりまして、きめ細やかな対応の体制充実を図っている事例でございます。名張市では今年11月から開始しておりまして、熊本県では7月から事業を開始しております。

なお、予算につきましては、名張市ではタブレット2台分と月々の通信料程度、熊本県は、予算額としては500万円程度なんですけれども、手話通訳者を新たに配置したことによる人件費がほとんどであるということでした。

以上、二つの事例がコミュニケーションの合理的配慮を進めてきめ細やかな対応を行っている、そういった事例のご紹介でございます。

続きまして、お手元のカラーの資料の骨子素案をごらんいただきたいと思います。こちらは前回の委員会での配付資料と全く同じ資料になっております。その中の真ん中より少

し下の③の今回障害者に優しい取り組みを推進する仕組みといたしましてこちらの説明をさせていただきます。番号の16番から順にご説明をさせていただきます。前回もご説明させていただきましたんですけれども、再度重複する部分はございますけれども、もう一度説明させていただきます。

まず、16の合理的配慮の提供についてですが、ここでは合理的配慮を進めていくに当たって、四日市市として特に必要性の高い分野を具体的に列挙して規定していく条文になります。現在ごらんのとおり、保育、教育、医療、福祉、交通、公共施設、雇用、情報、コミュニケーション、防災、スポーツの九つの分野の記載がなされております。

そして、次の17の合理的配慮提供の普及啓発について。ここでは合理的配慮の取り組みを普及啓発していくことについての条文となりますが、参考資料といたしまして、岡山県が作成いたしました合理的配慮の事例集を資料としてご用意しておりますので、ごらんいただきたいと思います。

資料のほうはタブレットの会議用システムの中に入れてございますので、そちらをお開きいただきたいんですけれども、場所につきましては、会議用システムトップの14の特別委員会02の障害者差別解消条例等調査特別委員会、08平成29年11月17日、こちらの資料の中の03参考資料、岡山県事例集になります。こちらをお開きいただきますと、障害者差別解消法あいサポート運動実践事例集として、行政、企業、団体、教育現場などによって実際に行われている事例が掲載されております。どのような事例が紹介されているのか少しご紹介をさせていただきますと思います。

まず、32分の3をお開きいただきたいと思います。こちらに行政による合理的配慮の事例が幾つか掲載されておまして、例えば真ん中どころ、大きな文字で書かれた3、県や市町村で行った合理的配慮の具体例の①をごらんいただきますと――読み上げをいたします――視覚障害のある方から、自宅にはダイレクトメールなど多くの郵便物が届くが、県からの文書が判別しやすいようにしてほしいとの申し出がありました。これに対する配慮として、視覚障害のある方が県からの文書が判別できるよう、県からの大切なお知らせと記載した赤色の点字シールを作成し、県からの文書に添付しましたといったように、障害者当事者の方から申し出と、それに対する合理的配慮が掲載されております。

幾つか簡単にですがご紹介させていただきますと、次のページ、32分の4をお開きいただきたいと思います。

真ん中のほうの⑥です。これは職員に対する合理的配慮の事例になっておまして、視

覚障害のある職員から研修講座資料の事前送付及び駐車場に関する配慮の依頼がありました。この申し出に対して事前に資料を送付し、当日は駐車場を玄関付近に確保しました、このような配慮を行っております。

その下の⑧をごらんいただきますと、視覚障害のある方から、庁舎の照明が暗い、特に玄関が暗いと外との明るさの違いで見えなくなるので配慮してほしいとの要望がありました。この申し出に対して、玄関ホールを節電のため半照としていたものを全日全照としました。このような配慮を行っております。

その下の9ですが、視覚障害のある方から、市役所からの案内文書等の文字が小さく薄いので、大きく濃くしてほしいとの要望がありました。これに対して、システムから出力する帳票等は困難ですが、できる範囲で文書の文字を大きくして、さらに濃くしましたと、このような配慮を行っております。

次のページの32分の5の一番上をごらんいただきますと、こちら申し出に対してではないんですけれども、内部障害の方など外見からは援助や配慮を必要としていることがわからない方が周囲の方に配慮が必要であることを知らせるヘルプマーク、ヘルプカードを導入しましたと、浅口市、井原市ではこのような合理的配慮を行っております。

以上のように行政による合理的配慮の事例が紹介されています。

それから、同じページの4、県の相談窓口に寄せられた事例では、実際の相談の事例とその対応が紹介されております。

こちらは合理的配慮の提供事例ではないんですけれども、一つだけ紹介させていただきますと、32分6をごらんいただいて、上から二つ目の塊の②、相談といたしまして、知的障害のある方から、グループホームから一般のアパートに転居したいとの相談があり、不動産仲介業者に相談したところ、医師の診断書が必要と言われましたが、障害者差別ではないでしょうか、この対応として、入居に際し診断書の提出を条件にしたり、障害のあることを理由に物件を紹介しないことなどは障害者差別に当たります。これを仲介業者に確認したところ、診断書の提出を求めたのではなく、身分証明書として障害者手帳の提示を求めたとのことでしたので、法の趣旨と国土交通省の対応指針等を事業者の説明し、理解してもらい、その結果を相談者に伝え、納得してもらいました。

ということで、ほかの事例も、相談があって確認を行って、対応を行ったという事例が幾つか紹介されておりますので、またご参考にごらんいただければと思います。

続きまして、行政以外、企業や団体が行っている事例ということで、32分の7のほうを

ごらんいただきたいと思います。こちらもいろんな工夫で合理的配慮を行っている事例が紹介されておりますので、幾つかご紹介させていただきたいと思います。

大きく5、あいサポート企業・団体が行っている優良事例と書いてあるところの②お客様と合理的配慮の円滑な実現とコミュニケーションを図るために社員一人一人が持っているタブレットで支援・便利機能や筆談などのアプリを役立てています。こちらはICTを活用した事例が紹介されております。

その下の③をごらんください。障害のある方に作業工程をはっきりと明示するために、口頭だけではなく、工程に沿った写真を用意して、各工程の注意点、重要点の理解を深めています。右の写真にあるものがそうだと思うんですけども、就労面での合理的配慮の事例です。

それから、同じページの下の方の⑧をごらんください。こちらの写真入りなんですけれども、イベントで視覚障害のある方にワイヤレスイヤホンを貸し出し、ステージイベントを音声解説で体験してもらうとともに、介助犬ブースを設け啓発活動を実施しました。こちらは合理的配慮の提供とともに啓発まで行っているといった事例です。

それから、一番下の⑩ですが、現場管理者と事務所員数名で手話教育を実施するとともに、時には障害のある方が講師役として参加し、理解しやすい声のかけ方や指示の出し方を教えてもらう場をつくっています。こちらは当事者の方も加わって一緒に合理的配慮を進めようとされている事例です。

次に、同じページ、⑪なんですけれども、これはほかの企業さんでもやられているようななんですけれども、切符売り場にコミュニケーションボードを置いて、障害のある方などの案内に使用しています。コミュニケーションボードに筆談の案内もあり、筆談が必要な方には筆談による対応を行っています。このようなコミュニケーションボード、筆談といった対応というのは、先ほども申し上げましたが、いろんな企業で行われている事業の一つです。

それから、同じページの一番下、⑬をごらんください。こちら写真入りで紹介されておりますが、全営業店に耳マーク、コミュニケーションボード、簡易筆談器、助聴器、老眼鏡、障害者対応ATMを設置するとともに、身体障害者補助犬の入店が可能であることを周知するためのほじょ犬マークを掲示していますと、さまざまなツールと、あと補助犬も一緒にお店に入れますといったことを周知している事例でございます。

それから、その下に写真が4枚ほどあるんですけども、こちら同一の金融機関さん

が行っている事例の紹介になっておりまして、写真のように点字ブロック、スロープ、ロータイプ記載台、耳マーク、コミュニケーションボード等——こちら先ほど紹介した事例とほぼ同じだと思うんですけれども——タブレットを使った遠隔手話通訳サービスを紹介しておりまして、あと写真にはないんですけれども、23をごらんいただくと、本部内に障害者差別に関する相談窓口を設置しましたと、ソフト面での配慮を提供している事例でございます。

次のページに行ってくださいますと、32分の11です。真ん中のほうの32をごらんください。脳性麻痺のある利用者の方が外出する際に、小銭を扱いにくいいためICカードを使用し、公共交通機関等を利用していますと、近年交通系のICカードの普及が進んでおりますので、このような合理的配慮も行われているということです。

それから、同じページの一番下、37ですが、足が不自由な患者様の場合、自動車は運転できるが歩行が不安定な方は、できるだけ車までお体を支えにいくようにしていますと、こちら特別な道具とかツールを使わずに、一緒に歩行の補助をすることで合理的配慮の提供につながっているという事例です。

次の38も同じようなことだと思うんですけれども、両手に障害がある男性会員の方から、研修会開催のときに椅子に座った状態で足でメモをとることのできる高さのテーブルを用意してほしいとの要望があったので、低いテーブルを用意して対応しましたと、こちらも少しの配慮だと思うんですけれども、合理的配慮につながっているという事例です。

それから、同じページの下の方の43なんですけれども、毎月行政機関に行かないといけないが、精神的な負担を感じ1人で行くことが困難な方に対し、1人で行けるようになるまで毎月同行し、1年後には1人で行けるようになりましたと、こちらも簡単な手助けだと思うんですけれども、その結果、ご自身で自立して行動できるようになったという好事例が紹介されております。

次のページの32分の13をごらんください。50番なんですけど、こちらも写真入りで紹介されておりまして、見通しをもって行動しやすいように口頭で伝えるだけでなく、スケジュールボードを用いたり、外出先に関するしおりを作成したりして視覚的ツールを用いてコミュニケーションを図っていますと、こちらも写真のように視覚的にわかりやすく、見通しを持つことができるような配慮を提供されているという事例です。

それから、企業、団体のところで、一番最後になるんですけれども、32分の14をごらんいただきたいと思います。

59番なのですが、掃き掃除や拭き掃除が難しい利用者の方は、除菌シートやちり取り、窓の掃除用具などを用いて本人に合った方法で掃除をしていますと、こちら本人さん、個人さんそれぞれに合った方法を考えた配慮を提供しているといった事例です。

ほかにも紹介はされておるんですけれども、幾つかの工夫されて合理的配慮を提供されている事例を紹介させていただきました。

6番は不当な差別的取り扱いの具体例ということで飛ばさせていただきます、32分の16をごらんいただきたいと思います。こちらは福祉施設等での配慮例というのが記載されておりまして、こちらは厚生労働省の資料からの抜粋ということですので、一つだけご紹介させていただきたいと思いますけれども、32分の17をごらんください。

こちらにもイラスト入りのものが真ん中のほうにあると思うんですけれども、④の車椅子を使用している身体障害者Aさんが外出中、建物に入ろうとすると大きな段差があり立ち往生してしまいました。スタッフに協力をお願いしてみると、段差を車椅子で乗り越える手伝いを申し出てくれました。介助のおかげで無事に建物に入ることができまして、そのような事例が紹介されておりまして、このイラストにつきましては、スロープの前に自転車が置いてありまして、車椅子の方が通れなくて困っている様子が描かれておりますので、自転車を置かないことが何よりだとは思いますが、この場合でも同様に自転車を移動させるなどの配慮が必要な事例かなと思われまます。

次に、一番最後になるんですけれども、教育現場での配慮例ということで、ページを少し飛んでいただきまして、32分の20をごらんいただきたいと思います。教育現場での配慮例ということで岡山県教育委員会職員対応要領から抜粋というものがございます。

こちらにも少しだけ紹介させていただきますと、①管理する施設・敷地内において車椅子利用者のためにキャスター上げ等の補助をし、または段差に携帯スロープを渡すこと、こちらは移動の補助の事例です。

次の②ですけれども、学校、社会教育施設、スポーツ施設、文化施設等において災害時の警報音、緊急連絡等が聞こえにくい障害のある方に対し、災害時に関係事業者の管理する施設の職員が直接災害を知らせたり、緊急情報、館内放送を視覚的に受容することができる警報設備、蛍光掲示機器等を用意したりすること、こちらは災害時とか緊急時の配慮の事例です。こちらが紹介されております。

次の32分の21をごらんいただきたいと思います。一番上の⑦なんですけれども、障害のある子供または知的障害、発達障害、言語障害等により言葉だけを聞いて理解することや



意思疎通が不得意な障害のある人に対し、絵や写真カード、コミュニケーションボードをタブレット端末等のICT機器の活用、視覚的に伝えるための情報の文字化、質問内容を「はい」または「いいえ」で端的に答えられるようにする、そういった意思を確認しやすいような本人の自己決定や自己選択、こういったものを尊重できるような配慮がこちらに紹介されております。

あと、最後に⑩なんですけれども、こちらはスポーツや文化施設において移動に困難のある障害のある方を早目に入場させ、席に誘導したり車椅子を使用する障害のある人の希望に応じて決められた車椅子用以外の客席も使用できるようにしたりすることということで、スポーツ、それから文化に対して、移動であったり、見てもらえるように工夫する、そういった配慮の事例が紹介されております。

以上なんですけれども、長くなっただけなんですけれども、これらが岡山県の事例集から少しご紹介させていただきました。

ほかにも会議用システムの本日の日付のフォルダーの中に千葉県であったり、東京都、それから、内閣府の合理的配慮の事例を参考資料として添付しております。どれも当事者の声をもとにした事例というのが多数掲載されておりますので、ご参考としておつけをさせていただきます。

済みません、では、紙の骨子素案にまた戻っていただきたいと思います。

こちら、先ほどまでご説明をさせていただいていた部分が17の合理的配慮提供の普及啓発というところで、このように、これなら自分で、もしくは事業者さんとしてできるのではないかということを知ってもらって、同じような事例、事案に遭遇したとき、出会ったときなどに合理的配慮を提供してもらえるようにその啓発を市が図っていく、そういったことを想定した条文がこの17番になります。

そして、最後の18の表彰、こちらについては合理的配慮の積極的な実施、それから、その普及に貢献した企業さんとか団体さんなどを表彰していくような条文になります。

長くなりましたけれども、説明のほうは以上になります。

## ○ 中川雅晶委員長

ありがとうございました。

市民の方お二人、傍聴いただいておりますので、ご報告させていただきます。

まず、先ほどの条例の骨子素案を見ていただいて、今から三つ目の障害者に優しい取り

組みを推進する仕組みについて、番号でいくと16、17、18と、この三つの内容を想定しておりますが、この項目はこの条例で四日市市として特徴を押し出しやすい部分です。また、ここの部分がやはり政策条例の質にかかわってくる場所ですので、よろしくお願いいたします。

先ほど紹介をさせていただいた二つの自治体では、障害者の方が必要なとき、困っているときに市役所窓口へ来庁による対応だけではなくて、こうしたICT機器を取り入れて情報、コミュニケーションの合理的配慮を進めることによって充実した相談体制に至っております。例えばこのようなICTを活用した手法で、より手厚い相談体制、手段を充実していくことも考えられますし、前回の議論の中で市民窓口相談機能という話がありましたが、専門的な体制というのは、人の配置の問題とかなかなか難しい部分があるんですが、こういったICTを活用して相談機能を充実させていくということは、この間の議論からも一つの方向性としてはあるんじゃないかなというので二つの事例を紹介させていただきましたし、議員政策研究会のときも鳥取県にお伺いさせていただいて、このICTの活用というのは視察をさせていただいたところなので、その辺とオーバーラップするかなというふうには思います。

また、先ほど中嶋さんのほうから岡山県の取り組みを紹介させていただきました。

あいサポート運動というのがそもそも、これも議政研のときに視察させていただいた鳥取県のあいサポート運動というのが発祥で、岡山県は鳥取県と締結をしてあいサポート運動を賛同して進めておられて、今、具体的な合理的配慮の行政、それから教育現場、企業、団体等でやられている事例というのを先ほど中嶋さんのほうか紹介させていただいたところでございます。

きょうはそういったところを受けて、合理的配慮が四日市で進むような手法について、具体的に皆さんから意見をお伺いさせていただこうと思います。もちろん条文に事細かく載せられない部分が多分にあると思うんですが、逐条解説やその他のいろんなものでこういうものを提供していくということは議論の中からはぜひ載せていきたいという思いがありますので、ぜひ活発なご意見をいただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、皆さんから多様な多彩なご意見を頂戴したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

意見どうですか。

## ○ 荒木美幸委員

今、委員長からもご紹介がありましたし、新聞記事のご紹介もありましたが、やはり今の時代、ICTを活用した合理的配慮の提供というのは、これは外せないのかなというふうに思っています。

これも先ほど委員長おっしゃったように、前回、地区市民センターに窓口をという話がありました。確かに身近な相談というところでは、身近な地区市民センターというのは、私は否定するものではありませんけれども、やはり人的なコストあるいは専門的な知識を持った方をどれだけ配置ができるかという、そういったことを考えたときに、少しハードルが高いのかなというふうに思います。

そういった中で、やはりICT、例えばタブレットであったりとか、スマホであったりとか、そういったものをしっかりと活用してサービスの提供をしていくということは、これはしっかりやっていくべきだと思いますし、今、名張市と、それから、二つご紹介ありましたが、議政研でも鳥取県の駅の窓口において、障害の方が切符を買うのを遠隔手話操作ということで、タブレットを使ったツールで非常によい対応ができる仕組みが整っていました。

こういったものをしっかりともちろん予算もとりながら配置をしていく——どこまでかというのはこれからの議論であるかと思いますが——そういうマインドというか、ICTを活用したものをしっかり四日市は入れていくんだという、それは非常に重要な視点なのかなと思って、まず一つは提案をさせていただきます。

## ○ 中川雅晶委員長

ありがとうございます。

ほかの委員さん、どうですか。

ICTは手話の遠隔ツールは通訳もありますが、そのほかで先ほどもありましたね、筆談ボードのアプリみたいなものがあたりとか、それから、何やったっけ、忘れた。もう年とって済みません。アプリ……。

## ○ 荒木美幸委員

これは先ほどはちょっとお話ししなかったんですけども、最近スマートフォンやタブ

レット端末でまちのバリアフリー情報を確認できるWheelogというアプリがありまして、今いろんな地域で車椅子利用者たちが実証実験などを行っているんです。

これは、このWheelogというのは、その利用者がまちで見つけたスロープとかトイレなどバリアフリー情報を地図上に反映して、そして共有をするというものなんです。その具体的なバリアフリー情報が見える化して共有して、より障害を持った方が外に出やすいという、そういったことを手助けするアプリがあるようです。こういったものをしっかりと四日市は何を入れていくのかというところで工夫をしながら使われるのがいいのかなというふうに思っています。

以上です。

#### ○ 中川雅晶委員長

ありがとうございます。

というようなところですよ。

先ほども事例の紹介の中に行政、それから企業、団体、それから教育現場、それから福祉の現場とかというところで具体的な事例がありましたけれども、それから、そういう積極的に合理的配慮を推進されている企業や団体というのを場合によっては表彰したりとか、そういう団体に位置づけたりとかされているという事例が、そういうところも啓発活動というところの部分での事例かなと思いますので、そういうところも含めてご意見頂戴できればと思います。

#### ○ 中村久雄委員

今おっしゃったの表彰の事例というのは、ごめんなさい、資料をまだ細かく見ていないんですけど、どこかあるんですか。

#### ○ 中川雅晶委員長

ごめんなさい、それちょっと先走り過ぎました。済みません。

この中には表彰の事例というのはないんですけど、実は骨子案のところには16が合理的配慮の提供という分野を入れて、17は合理的配慮の普及啓発で、18に表彰って入れているんですが、そういう企業とか団体とか、こういう市内の合理的配慮を進めているところを情報提供したりとか、こういう企業ですよというような、場合によっては目まぐるしくやっ

ていただいているところには表彰ということも考えられるのではないかなという、そういうことを後押しすることも行政の役割ではないかなというところで盛り込みさせていただいたというところで、さっきのところでも具体的にあったわけではないです、済みません。

## ○ 中村久雄委員

資料、ありがとうございます。

この資料で改めて合理的配慮の提供事例というのを見ていましたら、結構中のものをじっくり見させていただきましたら、普通に見て困っている人があったら手助けする、困っているところに何が困っているかわかったら——弱視なんやなと思ったら字を大きくしたり——人としての当たり前のこと、ある意味当たり前、その当たり前ができないから、今こんな世の中でこういうことが必要になってくるんでしょうけれども。ですから、そういう事例もあるでしょうし、ここでそういうふうな時代になってきたので、ここの事例で先ほどの岡山県でありました、こういうことをしていたら合理的配慮をしていない具体例ありましたね。ここを大きくアピールしていったら、こんなことが条例違反になりますよ、差別的な取り扱いになりますよというところをもっとクローズアップしていったほうが僕はいいかと思うんですけど。ただ、その中で、どうしてもできやんことがありますわね、この中で、例えばプール、2番の14ページ、タブレットで言いましたら32分の15、プールで1人で利用することに問題ありと、管理者としたら怖いですわね。そういうことの方とか、盲導犬を連れてタクシーに乗ろうというので、タクシーはやっぱり犬の毛が落ちたりとかということもありましょし、レストランは断れないんですけれども、やはり夏とか冷房の風が吹いていたら毛も飛ぶでしょうし、そういう部分のところはしっかりとケアできている、そういうお店等々のところだったらあるんでしょうけれども、だから、こういうところの配慮をどういうふうにしていくかということを考えられるように条例のほうではちょっとクローズアップさせて、基本的には人としての優しさ、当たり前のことは当たり前で人の思いやりを持ってというのが基本やと思うんですけども、そういうことをちょっと感じましたね。

以上です。

## ○ 中川雅晶委員長

前回少し議論したところの部分の個別のそういった解決というところも少しあるのかな

とは思いますが、具体的にそれが差別なのかどうなのかというのを微妙なところというのも個別事案を解決する仕組みであったりとか、相談できるような窓口というところも必要な部分もあるのかなというのがありますね。

#### ○ 中村久雄委員

済みません、続けて。

ですから、もちろん行政機関やったり、大きな企業やったりがこの対象になると思うんですけど、私は、こういう配慮を受けるほうもそういう機関の方、例えば制服を着ている方に助けを求めていったら、やっぱりしっかりヘルプできるよというところのコミュニケーションとか、そういうふうなことなんかも十分ありますので、そういうことも盛り込みながら行政やったり、企業の責務という等々、それと、受けるほうもそういうことを理解した上でということもちょっと今頭に浮かびました。まとまりいかんところで。

#### ○ 中川雅晶委員長

わかりました。

そういう人として当たり前のところという部分も十分、そういうことが本当に当たり前になっていく社会に寄与するという意味合いでもこの条例というのは必要なのかなと。障害のある方だけではなくて、あってもなくてもそういう社会づくりというのに寄与していくという部分も障害者差別解消法もそうですし、つくろうとしている条例の趣旨としている部分はあるかなと思いますし、今、中村委員がご指摘された部分もこの条例に基づいてそういうところも進展していくというのも寄与できればなというふうに賜りました。

ほか、ご意見とかございませんか。

#### ○ 川村幸康委員

今までずっとしてきて、その都度、その都度、委員長が投げかける課題に対して考えたことをずっと言ってきたので、トータルで合うておるようなことを言うておるのかどうかようわからんのやけど、事務局が記録もしておるで言うておるところの意のあるところを酌んで、それを入れていってくれたらいいなという思いで発言するで。前回は市民センターで窓口をしたらどうですかというのは、一つは、これは視点がおかしかったかなと後々言うてから思ったけど、お金のことは全然考えていなくて、私は。市民センター、これか

らどっち向いてつくっていくのかなと思うと、四日市の中で統廃合の問題も10年前にあったんやで、やっぱり四日市独特の文化やで市民センターって。よその地域にはないんやでというところで、特に身近で誰もが相談しやすいというんなら市役所のほうから外へ出ていったらどうかなというぐらいの考え方で言うただけで、お金的なことまで考えてということとはなかった。

ただ、もう一つあるのは、どっちもそうなんやけど、障害のある方含めて、家族も含めてそういう人たちと健常者との交わりが私らのときに余りなかったですよ、極端なこと言うと。自分らのときには学校でも健常者しかいなかったで、障害者はおったんだろけれども、それはどこか違う障害者の専門の学校に行っていて、それ、今自分らの子供を見ておると、少し障害があつたり何かあつてもうまくつき合いをしておるなというのが一つの社会変化で流れかなと思うで、そうすると、障害者のほうも外へ外へと出てくるようなことをして、こっちもそっちのほうへ行くようなことをしていかんとあかんのかなというのを気づくためには知らんとあかんで、定期的にそういう意味ではこういった事例とか含めて……。私らでも今ずっと見ていてこの資料、こんなもんやと、そやけど、私なんかやと、今、焼き肉屋をやっておるで、自分の経営者の目線で見るとこれ全部対応するのは大変やなと思いつつも、この特別委員会になってから自分がすぐにしたのが、焼き肉屋やでダクトが全部についておるわな。そやけれども、灰皿を全部撤去したんやわ、まずは一遍してみようと思つて。

東京都なんていうのはそれからなしにしていくと言うておつたで――両サイドはヘビースモーカーがおるけど――たばこのにおいがつくだけでもあかんという時代になりつつあるとすると、先読みしてね。お客さんを見ておつてもふえてきておるわな、確かに、隣でたばこを吸うで席を変えてくれという人は。だから、たばこを吸う人には悪いけど撤去して、吸わしてと言うたら持っていく、換気扇とか目の前に排煙装置がついておるわけやでええんやろうけど。そうやってして結局私の中でも気づいて変わったのは、これからこういうことをしていかんとあかん時代が来て、あかん時代というんじゃなくてそういう時代が変わってきたで、今やと、私らだつてこういう委員会になって、議員という立場でこんなことを知ることがあるで、気づきながら動けるけど、四日市市民みんなが30万人がこんなこと知つておつて気づいて動くかといつたらそうではないで、やっぱり知ることとをどう、まず普及啓発ということは簡単じゃないで、そこがやっぱり行政の仕事かなと思つて、私は。

範を示さないかん行政はやっぱり努力義務ではなくて義務づけられておるわけやでさ、合理的配慮を。そういう意味ではちょっとあれやけど、行政がまずは完璧にとは言わんけど、完璧に近いようにしていくと。考えられることは、それで後ろ姿を見せながら四日市の市民に知ってもらってやっていくということと、それではスピードが遅いんやったら、さっき言うような表彰するなり情報を出して、例えばこの会社はこういうことをしていますよとか、社会貢献していますよとか、そういう二本立てかなという気はするし、インセンティブがあるんがいいんかはちょっとこういったこととはずれるかもわからんけど何らかのインセンティブがあればもっと進むだろうし、そういうことかなと思うんやけど。だから、私どもも三、四年前までは障害者の方を雇っていて、少し大変は大変なんですよね。毎日日誌書いて、日報を書いて、毎日ハローワークに届け出して、月1回、それで、そのかわり助成金をいただくというようなインセンティブはあるんだけど、それとこれとの手間とあれを考えるとなかなか、それも自分の立場上もあってやったというところもあるけれども、そうやって考えていくと、そういったことを知るということをまずどう条例の中にでもやっていくかなという、具体策は——障害者の人からしたら具体策なんて歯がゆいかわからんけど——健常者のほうにも知るということをしていかなと。障害者の人も一部の人には知っておるかわからんけど、みんなが知っているわけじゃないやろうで、そこらをどう外へ外へと目を向けさせるかという仕組みを。だから、何とかフェスタとか人権フェスタとかあるで、そういうときにするのか、それ含めて仕組みづくりを年間計画でつくったらどうかなという、今の話を聞いておって思った。

以上です。

## ○ 中川雅晶委員長

ありがとうございます、多岐にわたってご意見をいただきました。

市民センターの窓口という、そういうわざわざ庁舎まで来なくても相談できるようなという話で、視察もしていたし、少し事例を見たらそういうタブレットを活用している自治体が出てきたと、県内にはないだろうなと思って見たらもう既に名張市が。名張市は条例もあるんですけど、コミュニケーション条例ってわざわざ別に条例をつくってタブレットを配置しているというのもありましたので、皆さんに。これひよっとしたら、この間言ったように地区市民センターに置いておけば、わざわざ庁舎まで来る必要はないのかなと、もしくは、また個人の皆さんがタブレットを持てば、自宅から例えば相談をしようという



ことだって可能になってくるわけですし、そういうことも含めると、この間の議論の相談機能を高めていこうというところで人の配置をするというハードルではなくて、タブレットの活用、ICTの活用をして、同等とは言わないですけども、少し機能を高めることもできるんじゃないかなというところできょう紹介させていただいた、まさにそういうところでありました。

それから、先ほど大変重要な社会参加という部分と、それから多様性を認めるという、特に教育、子供たちの部分で一緒に交流をやったりとか、教育と一緒に受けることによって多様性を認めていくという部分も非常に効用としてはあるんじゃないかなというところですし、最後の企業のそういう合理的配慮の努力することのインセンティブという話がありましたけど、僕はこれ、すごいマーケットがあると思うんです、企業にとっても。そういうところに配慮することによって企業利益という部分——本市でもマーケティング部門をつくろうとしていますけど——そういうところのマーケティング活動という部分としても企業のインセンティブはあるんかなと思いますし、こういうICTの活用を行政がすることによってほかの金融機関であったりとか、公共交通会社であったりとか、飲食業界であったりとか、そういうところがそういういろんなアプリやICTを活用したりとかすることによってどんどん進んでいくんじゃないかなという事例として、本当にさっき言われたインセンティブという話にまさにそれが合致するのかなというふうにお伺いさせていただきました。

そういうことをやることによって、先ほど中村さんが言われた社会として目に見えない、配慮があろうがなかろうが、人としてそういう当たり前のことを当たり前にできるようにというところにつながっていけばなというところかなと思います。

石川委員、何か言いたそうなので。

#### ○ 石川善己委員

いえいえ、ないです。

#### ○ 川村幸康委員

だから、そういったことで、例えばこの岡山県のやつをずっと見ておると、わかりやすく具体的な例があってええなと思うけど、これをそうしたら30万人の市民に興味を持ってもらって見てもらうにはどうするかということになると思うので、努力しかないんやろう

けど、何かもう少しそこに仕組みをつくるということをし行政と、一義的には四日市市がこれの中心線になってやらないかなのかなと思うので、市民を引っ張っていく、社会参加しやすい仕組みをつくるということに尽きるのかなという気はしますけどね。

以上です。

○ 中川雅晶委員長

ありがとうございます。

まさにそういうところで、具体的にタブレットの活用のところの事例を出したのもそういうところの意図が正副にはありまして、そういうところから進んでいけばなって思いますので、取り組みやすいところかなと。

本当は三重県で最初にICTをタブレットを全地区市民センター、市立病院、それから図書館に配置しましたと言いたかったんですが、もう三重県一とは言えなくなってきましたので残念なところなんですけど、ただ、地区市民センター全てに配置しているという事業まではまだやっていませんので、できればそういうところも何か形としては提示できればなという思いはございます。行政は了解いただいていませんけど。

○ 川村幸康委員

そりゃ、やるやろう。

○ 中川雅晶委員長

ほか、ご意見ございますか。

○ 三平一良委員

ICTを利用するというのは斬新で本当にいいことだと思うんですが、先日モニターさんとの話の中で、傍聴に行けないのでうちで録画を見たいと。タブレットはあるんだけど、その使用方法がわからんということで、その辺の問題をどうやって解決するのかなというところがあるんですけど。使い方がわからんと、教育をすとかそういうことをすればいいんだけど、一回覚えても、また次に忘れておってまたできやんとか、結局恐らく高齢者の方が多いなかなというふうなことを思いますと十分に考えやなあかんと思うんです、利用方法をどういうふうにするのかなというのを、としたいと思いますけどね。

○ 中川雅晶委員長

ありがとうございます。

もうまさしくそういうことですね。ICTを活用するための合理的配慮って要るかなという。確かに本当に冗談抜きで、持っていてでもそれ活用しなければ本当に何の意味がなさないので、そういうところの配慮というか工夫というのは大切な視点だと、ありがとうございます。

○ 中村久雄委員

そういう便利なツールはどんどんできてくると思うんですよ。それによって相談窓口、市民センター、四日市の特色でもある市民センターを活用していったら、市民センターの職員が全て通訳ができなくても、使い方はできますから、そこで使い方も教え、一緒にやりながら、手を添えながらいけたら、これは一つの相談窓口として十分な機能になるかなというふうなことは思います。今後、タブレットに限らずこれからどんどん進化していくと思いますから、そこら辺の情報はしっかりとりながら進んでいったらいいのかなというふうに思います。

それと、先ほどの話の続きなんですけど、こういうことをしたら合理的配慮、差別に当たりますよというところ、ここの事例にはないんですけど、相談できるところが対処方法をしっかりと、例えば盲導犬の話になってきたらそういう心配があるんでしたらこういう方法がありますよ等々のことがちゃんと情報として伝えられて、配慮を受ける人も、配慮をする側もお互いにしっかりメリットがあるようなところをしっかりと情報提供して、宣伝していったら、もっともっとみんなが知ることが早くなってくるかなということ意識しながら進めていけたらなというふうに感じます。

○ 中川雅晶委員長

ありがとうございます。

まさしくそれは本当身近で誰もが相談しやすい仕組みづくりと、個別事案を解決するための仕組みづくりをちゃんとしていきなさいよという話で、本当にそのとおりだと思います。

合理的配慮を求めたいという相談窓口が絶対明確に必要ですし、相談したことが合理的

配慮へつながるようにしなきゃいけないし、また、例えば受ける側においても、できることとなかなかできない、難しいところというところの解決する、調整するところの仕組みづくりというのも大切ではないかというご意見で、まさしくそのとおり、1番、2番の大切さというのを言っていたところかなと思います。

ほか、ご意見。

## ○ 石川善己委員

全然違うところの話なんですけど、岡山のやつの最後から二つ目のマーク、ここの部分の周知ってすごく大事なのかなと思っていて、我々でもやっぱり認識できていないマークがあったりしますし、通常の市民にも皆さんってなおのことだと思うんです。ここをもう少し前面というか大きく打ち出して、まずはここの認識というところに一ついろんなところで周知徹底をしていくことってすごく大事なかなと思っていて、ヘルプマークぐらいは僕らもわかるんですけど、耳マークとかって言われても全然知らなかったですし、ここってすごくある意味大事なところなのかなという気がして、それがどういう意味があるのかというのが市民の皆さんにもうちょっと理解を得ていくと、全体の意識ももう少し変わってくる部分もあるのかなと思うんですよ。できればここをしっかりと打ち出していけるような形のところを少し配慮していただくといいかなというのをすごく感じた次第です。

## ○ 中川雅晶委員長

ありがとうございます。

今、三重県もヘルプマークの推進をしていこうという動きもありますし、議会の中でも一般質問でマークを取り上げられた議員さんもおられますし、このほかにもほじょ犬マークとかさまざまありますので、こういうところも活用できるように。これ、双方がわかっていなければ、なかなか何のマークかわからないとなってしまうので、そういう周知徹底で活用をされるような工夫づくりもやっぱり条例を通してしていかなきゃいけないなというご意見かなと思いますので、そのとおりだというふうに思います。ありがとうございます。

ちょうど1時間ぐらいたちましたので、ここで少し休憩を入れさせていただいて、10分休憩して40分から再開をさせていただきます。

あと、きょう、もう一つのテーマとして次の日程の協議をさせていただきたいので、ぜ

ひ日程のわかる手帳等を持ってきていただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、再開は40分とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

14:31 休憩

---

14:42 再開

## ○ 中川雅晶委員長

それでは、休憩前に引き続きまして、会議を再開させていただきます。

さまざま仕組みづくり、先ほどの具体的な仕組みづくり、それから具体的な合理的配慮の実例等々、両方からいろいろご意見をいただいて、条例の骨子案というのをまとめていきたいなというふうに正副としては考えておりますので、多少多岐にわたる部分があると思いますが、ご意見賜ればなと思いますので、よろしくお願いいたします。

済みません、始めさせていただきました、申しわけないです。

委員の方、いかがでしょうか。

先ほど岡山県の例だけでもタブレット、それからコミュニケーションボード、車椅子ごと乗車できる車両の導入とか、これは岡山交通というところの事例を紹介されていましたし、先ほどのマーク、耳マークとか、それから簡易筆談器、それから老眼鏡、障害者の方の対応のATM、ほじょ犬マークとかというのを中国銀行さんでやられているとか、それから、点字ブロック、スロープ、多目的トイレ、それからマーク、それからロータイプの低い、車椅子のお客さんでも書きやすい移動タイプの記帳台というのを、それからユニバーサルデザインの通帳——これはどういう通帳なのかがちょっとよくわからないですが、多分点字が入っているんでしょうね——という通帳というのをトマト銀行さんというのが具体的に推進をされているというご紹介がありましたし、先ほどの遠隔手話通訳サービス、地区市民センターにどうですかって先ほどちょっと議論させていただいたところを、これは銀行の窓口でタブレットを置いて、遠隔の手話通訳サービスというのを岡山信用金庫さんというのは取り組まれて、それから、コミュニケーションといって難聴の方が聞き取りやすいようなこういう器具というのも窓口配置をされているとかというのも紹介がありました。

それから、図書館においては拡大読書器であったりとか、点字、それから、デージーといってでかくするやつとかというのもされていましたし、という紹介とかというのがあります。

ました。

それから、行政の中で最近昼間とか節電のために半分ぐらい落として暗くしていますよね。これ、障害者の方から、特に視覚障害者の方から、全盲ではなくて、少し障害のある方は暗くてなかなかというご意見を、声を聞いて、半照にしていたのを全照に変えられているとかというのも行政としてやられているという紹介もこの中にありました。

○ 川村幸康委員

そこ消しているんげ。

○ 中川雅晶委員長

それ、消えているんですかね。

○ 川村幸康委員

節電。

○ 中川雅晶委員長

別にここはいいですけど。というような具体的なところと、そのほかそういう合理的配慮を聞く、先ほどもご意見ありました窓口の設置であったりとか、啓発活動であったりとか、それから、例えばそういうこのあいサポートもそうなんですけど、こういうサポーターとか理解をする市民であったりとか、一生懸命合理的配慮をされている企業とかをつくっていこうというサポーター運動で、県内何かないかなって見ると、伊勢市が障害者サポーター制度というのをされていて、市民の方に研修を受けていただいてサポーターになっていただいたりとか、さっき言ったそういう積極的に合理的配慮をされている企業を紹介したりとか、表彰まではちょっと確認とれていませんけれども、そういうサポーター企業としてちゃんとホームページ上に企業名を公表されているとかという取り組みも県内の中ではあったりとかすると、そういうのは仕組みの一つかなと思いますので、多岐にわたって四日市のせっかくの条例の中に政策条例として少しエッジのかかる部分はこの部分かなと思いますので、ご意見を賜ればなと思います。

○ 川村幸康委員

当事者意識に立つと、あとは条例ができたことによって生きていきやすいということからいくとやっぱり雇用の問題なのかなというふうに私は思うので、やっぱり自立できて、生きがいもあるだろうし、仕事できて生きがいというのも出てくるで、やっぱり雇いをどう生み出すか、つくり方をすべきか。今既存のハローワークがあかんということではないけれども、ハローワークの中に国の仕組みとしてはあるんだけど、もう一つ何とかに手が届かんというか、そういう部分、実際に私は雇用主として使ったことが何度もあるので、そういう意味からいくともう少し雇用主の意識も必要やろうし、それから、ハローワークが多岐にわたる仕事をしておるのかどうなのかは別にして、もう少し四日市の福祉か商工なのか、どちらか側がもう少し——ハローワークとはコミュニケーションとっていると思うけれども——そこを丁寧にやるということかなと思って。その辺がないと、ちょっと雇用の面はないわけじゃないんやでね、今、ハローワークがさまざまなあれもあるけど、実際に数字であらわすと三重県は低いし、四日市も決して高くはないで、工業都市というか産業都市の割にしてはね。

だから、そういう意味でいくと、もうちょっとそれは四日市市がフィールドでどう頑張るかということもあるので、条例の中でもそれはやる必要があるかなというふうには思いますけど、だけど、意識として、私も最初は助成金もらいに行くということに対して少し何となく妙なあれがあったけど、やっぱり店は稼いで何ぼで、納税して何ぼって考えると、障害者の人を雇用しても、その助成もらってそれで稼いで、それでまた納税したらええわけやでということのその考え方にならんなかなかいかんのかなとかと思うし、そういう教育、啓発もせなあかんやろうし、やっぱり雇用は要るなと思って、物すごく困っておるでね、雇用で。それせんと、この条例をつくったって、最終的にはそこが一番糸が切れるわけやでき、ぷちんと。だから、そこをどうするかということやろうなと思って。

## ○ 中川雅晶委員長

それも大変重要で、これも前の議政研の分科会的时候もそういう最初の入り口の助成金とかいろんなメニューはあるんですけど、やっぱり継続をしていくというところに余り知恵が働いていないという部分があるのかなって、その雇いをどうやって継続させていくか。上位法の中でも雇用促進法も改正されて、そういった配慮をなさいというふうにはなっているんですけど、具体的にそういう条例の中へ雇用というのは大切なところで、社会生活をしていく上で、社会参画をしていく上では大切なところやと私もそうやって考えてお

りますので、重要なご指摘をいただいたなと思います。

### ○ 川村幸康委員

よう言う3日、3週間、3カ月、3年とかというて、大体私が経験上ではやっぱり3年ぐらいでその方ともご縁がなくてやめていくというスタイルを繰り返しておったで、覚えてきたころにどうしてもあかんだで、何かなどは思うけれども、正直言って助成金も切れるところもあるんよ。助成のメニューがある程度それで一旦区切るんよ。そうすると、私的那个人と話していても感じたのは、人よりちょっとスローやで、それやと助成金もないんやったら僕は迷惑かけておるでというてやめていく人もおったし、そこらはさまざまやで、やっぱり当事者の人は当事者でそうやって考えもあるで、自分が例えば普通のあれが10とするペースであれば、自分は5か3しかできやんというのがわかっているから、そうすると、その3でええんよというておってもなかなかそれは、補助金がある間と時給単価を考えながら働くことはあるけど、それが終わってしまうとどうしてもやっぱり自分から身を引くみたいなどころもあるので、だから、やっぱり雇用が続くように、入り口も難しいんやけど、入ってからの継続も難しいで、それをきちっと四日市市のほうで何かハローワークとは別の手だてがないもんかなというふうには思います。

### ○ 中川雅晶委員長

ありがとうございます。

### ○ 竹野兼主委員

今、川村委員の言われておった話の中でちょっと思い出したんですけど、名張市に行かせていただきましたやんか。あのときに事業者が福祉を指導してもらえる人を社員に、要するに障害福祉課の例えば職員、企業がその職員を雇う形になって、それで、障害者の方をずっとどうすればうまく事業になるかというようなところを見学させていただきましたよね。

そういう意味合いのところかというと、障害福祉課と、それから、例えば商工農水部の関係の深いところとの連携、もう一つは、先ほど何人かの皆さんが言われたけど、四日市市独自の形でいう市民センターという部分のところかというと、市民センターの窓口でさせればええやないかという話、簡単にはなかなかいかんのかなと思うところの中で、それぞれ



障害福祉課と、それから市民文化部のセンターの関係のところとの意見の部分がうまく取り扱えるような形をまず話し合うような状況をつくる。これは条例でじゃなくて、それまでにせなあかんのかもしれんけれども、そういう連携したものを使いながら、特に今回障害者のところで1から9までの話になっていました情報コミュニケーションというところの部分と、それから、17番の合理的配慮提供の普及啓発という部分のところには一致する部分のところがあるという部分のところを考えると、できるできやんは別にして障害福祉課と、それから、市民文化部のセンターとの一応しっかりとした検討の部分のところというのが重要な部分で、そここのところを見た後に、それが何とか前に進められるようなというのを行政とも。やっぱり条例をつくるに当たっては実施してもらおう動く部分のところ、ある程度の現場、要するにそれを行うための現場のところの意見はやっぱりしっかり聞かんと、なかなか条例というのは簡単にできていかんのかなと思うところもあるので、そういうところをしっかりと今この場で行政に対して宿題的なものを出していただいて、それが本当にできるものなのかどうなのかも含めて一つの条例という形にするべきではないかなというお話を聞いていて、そうやって思いました。

特に最初に言われておった、川村委員が言われておった、知ってもらわなあかんわなというこの部分が最も重要やなと僕も思うので、この条例がというかこういう法律があつてこういう条例があるんだと、それは当然障害者の方も知っておってもらわなあかんというか、多分障害者の方のほうがそういう意識は持たれているから知ってもらっていると思うので、それをサポートするのは健常者なので、健常者にいかに多くの人に知ってもらおうかということが担保できるようなものというのを条例の中にうたわれやんとまずいかなというふうに思いました。

愛知県の障害者差別解消推進条例みたいな県のほうで大きな視点でのところがあるので、これは三重県のほうがそういうものを視点として条例をつくってもらおう状況があれば、もうその上に実施的な条例の部分のところはまず間違いなくできていくんじゃないかなというふうに思うので、そんなような意見ということでお願いしたいと思います。

## ○ 中川雅晶委員長

ありがとうございます。

さまざま合理的配慮の分野を決めて、先ほども雇用というところで、じゃ、具体的にどう進めていくかというのを事細かく条例の中に盛り込むというのはなかなか現実的ではな

いんですけど、例えば前回視察させていただいた浦安市のように、障害者差別解消条例に合理的配慮を提供していくとか、推進していくというのに特化した計画もありますし、そういう別段の計画をしなくても、今現在も障害者計画というのがこれは策定が義務づけられているところに、そういうところをきっちりと、全国どこでもつくっているような計画ではなくて、四日市市の障害者計画はしっかりとこの辺の部分を条例に基づいて位置づけられて、市民に公表して、進捗もちゃんと議会と議論できるような障害者計画をこの条例の中に盛り込む、位置づけるということも、そういうことを具体的にやっていくというような仕組みづくりの一つかなとは思いますが。

### ○ 竹野兼主委員

今委員長言われるみたいに、例えば県で一番最初にタブレットのあれをつくりたかったんやという話になったけれども、先に越されちゃったという状況もあると、例えば県はこれをつくりますよと言っている中で、県がどんなものをつくるかってこの前もちょっと僕もお話しさせてもらいましたけど、千葉県と浦安市の話の関係も含めてというと、条例、早くつくるべきとは思いますが、自分の意見としては、県の条例を見た中で、より障害者の方にとってプラスになるような条例になっていったほうがいいのではないかなという、このところで参加させてもらっているとますますそういう思いが強くなったという意見ということでお願いしたいと思います。

### ○ 中川雅晶委員長

県とうまくすり合わせていくということはこの間もご意見賜りまして、実は先般、県条例の特別委員会が委員さんをそれぞれ4名ぐらいずつ分けて、県内各地の視察とか意見交換に行かれています。実は四日市にも先般に来られて、四日市市の教育現場における配慮の具体的な事例と、それから、近鉄さんの視察に来られました。

近鉄さんのほうには伺っていないのですが、教育委員会、こちらに来られたときには、実は私たち正副は傍聴として同席してもいいですよということに向こうの副委員長さんにいただいたので、一応同席させていただいて、少し意見を交換させていただいたんですけど、まだまだ実は県は現段階では具体的なところまで検討するところまで至っていないというところで、もうしばらく時間がかかるのか、そのまま待っていたら理念条例っぽいのできるのかというところは少し肌感覚等は感じていますが、ただ、おっしゃったとお

り、どこかのところでもし意見交換ができる場があれば、設定をしていくことはやぶさかではないなというふうには考えております。

森川委員、何か言いたそうですが。

## ○ 森川 慎委員

今の雇用のお話で、私も名張市とか議政研のときのことを思い出したんですけど、行ったのはブリジストンさんに行って、いろんな先進的な取り組みをすごく積極的にされていたんですけど、それをほかの企業さんとか個別のほかの団体さんなんかにもそういったノウハウとか考えなんかを共有していけるような場が一応県にはあるけれども、そういうのがちょっと形骸化しておって、余り実質的には実行できていないよというようなお話をいただいていたのがあったので、そういう先ほど川村委員のほうからもあったけれども、各お店なんかで障害者の方を雇ってもらったりとか、そういう何年か積み重ねられた経験とかノウハウなんかを横につなげていけるような、そういうことができるのはやっぱり行政なのかなという思いがあるので、やはり三重県の中で一番産業の都市ですから、そういったところからの雇用なり、働いてもらう働き方、働いていただく環境づくりみたいなそういう会議体をつくるのか何のかわかりませんが、そういうのを支援していくみたいな、そういううたい方を条例の中でするのは有効なんじゃないかなということが思いました。

もう一点思うのは、教育現場で小学校ぐらいのときから障害のある人たちと実際に触れ合ったりとか、お話しできたりとか、そういう機会を提供していくというのが一番大事なんじゃないかなというような気がするので、その辺もうたえたらなというのが思います。

私たちも実際に障害のある方にばっと出会って、その障害に応じて対応できるかどうか、どうすればいいのかって、実際のところこれわからないところがあるし、障害ある方に果たしてこっちからいろいろかかわっていてもええのかどうかとか、そういった判断というのなかなか今まで余り接したり、触れ合う機会がなかった中で、やっぱりその辺で戸惑うとか、心の中にバリアができていような現状があると思うので、やっぱりそういうのを打破していくというか、なくしていくためには、子供のころからそういうのに触れ合っていく機会なんか大切なんじゃないかなというふうに個人的には思うので、その辺も現場の合理的配慮というよりは、教育を受ける段階での子供たちと障害のある子たちとの触れ合いとかの機会を提供していけるような、そんなうたい方というのがいいのかなとい

うこと、仕組みとしては今二つぐらい思うのは、雇用と教育のことかなというふうに思います。

以上です。

#### ○ 中川雅晶委員長

ありがとうございました。

そういう情報共有であったりとか、雇用する側からのいろんな工夫とかというのを共有できる場があればいいんじゃないかなというのと、そういう触れ合いする機会、特に子供を含めた機会をつくっていこうというようなところの指摘かなと思いますので、重要なことだというふうに思います。

ほか、ご意見。

#### ○ 中村久雄委員

仕事って本当に大事なところで、体力のある企業さんは、社会的な意義も考えてしっかりと先進的にいろんな工夫をしてやられると思うんです。その体力というのは設備投資が必要なものがこれも多々ありますから——ソフト面も多々ありますけれども——そういう面の助成というのは、最初導入に当たっての雇用の助成があって、そういう設備投資の助成だとかそういう予算面、それと、竹野さんおっしゃいましたけど、人がついていく、ジョブトレーナーというかジョブサポーター、ジョブトレーナー、これは圧倒的に不足しているはずなんで、実際には本当に1日、なかなかしばらくはずっとついておってもらいたいやつがなかなかそうはなっていない。雇用した企業も、よく聞く話では、やはり補助金がなくなったらなかなか雇用を継続してできないし、また、中でちょっと見通しが見えなくて、問題行動が起きたときにすぐ家に電話するとか、家に電話して保護者の保護を求めるとかということで、なかなかうまく進まないところのそういう保障——これ、お金がかかる問題ですから——そういう部分もやはりどこかで条例の中には盛り込むか、そういうことも考えられるというのが必要なのかなというのを感じました。ぜひそういうことを入れていただいて、お願いします。

#### ○ 中川雅晶委員長

そういう雇用の側面で、体力のある大企業と中小企業というところでそういう助成、い

ろんな部分で導入の助成なのか、雇用の継続のための助成なのかというところの部分というご意見でありました。

#### ○ 谷口周司委員

今、中村さんが言われたところにちょっと関係するとあれなんですけど、明石市かどこかだったと思うんですけど、合理的配慮の提供とか普及に向けて筆談ボードであったりとかコミュニケーションボードの提供をしたところにある程度助成をするというような予算措置もあったかと思うんですけど、そういったこと、お金のことはなかなか何とも言えないところもあるんですけど、そういうことをすることによってやはり普及が促進されるのか、そういうこともあろうかと思しますので、そういったことも一つ考えていく必要があるんじゃないかなというのと、あと、合理的配慮の提供の9項目の中に住宅というか住まいというところがどこに当てはまるのかというのもあるので、もしくはちょっとつけ加えてもらおうとか、そういうところをぜひ検討いただきたいなというのを2点ちょっと思ったところでありますので、またお願いをしたいと思います。

#### ○ 中川雅晶委員長

ありがとうございます。

先ほど中村委員と同じように重要な指摘のところ、明石市のはどっちかという合理的配慮のスロープであったりとか筆談ボードであったりとかというところの導入をすれば助成しますよという制度で、中村委員がおっしゃったのは、もうちょっと雇用の人の配置。先ほど竹野委員が言われたそういう福祉に専門の職員というか社員を雇ったときの助成であったりとかという部分も少し広範囲の助成という話だったんですけど、そういう具体的な合理的配慮に対する助成制度を設けるか設けないかというのは、一つ論点としては僕もあると思います。

それから、あともう一つ、住宅のところ、先ほどもちょっと休憩時間に話をしていたら、住宅の部分がやっぱり複数の委員さんが指摘をされた部分で、谷口委員のおっしゃったとおりで、その辺はどうですかね、皆さんご意見とか。

#### ○ 荒木美幸委員

もう谷口委員のおっしゃることはもっとも、非常に重要な視点だと思います。

私たちもよく障害児を持つお母様などからご不安な声をいただくのは、自分たちが生きている間はいいけれども、自分たちがいなくなってしまう後、この子たちはどうやって生活をしていくんだろうかというのがすごく大きな不安材料になっているとお聞きをします。

そういった方たちが、親が亡くなった後、例えば住まいを変えたりとかという場合に障害があってはいけないし、あるいはグループホームという考え方の中で、これもお母様からのご意見だったんですが例えば地域に空き家があると、それを改造してグループホームにしようと、それはいいじゃないかという話がある一方、じゃ、我がまちにグループホームがというと、いやそれはちょっと違う話でというような、やはり障害の方たちがグループホームに住まわれるというのは、いろんな火災であったりとか犯罪であったりとかの危険を感じて、そこにちょっと壁があったりするということのも悩みとしてお聞きをしますので、そういったことはそういう人たちが住まいを見つけるときの障害にならないような考え方であったりとか仕組みであったりとか、そういうのは市民の間で共有すべきだと思いますので、ぜひそれはよろしく願いいたします。賛成です。

#### ○ 中川雅晶委員長

これは分野のところで住まいというか住居のところは抜けているのではないかなというご指摘なので、その辺ご意見、委員さんの中でありますか。あと、そういう合理的配慮の助成制度についてでも結構ですが。

#### ○ 日置記平委員

住宅というくくりだけでいくと、住宅というのは生活なので、生活と住宅にするか、住宅と生活。今、荒木委員言われた、その人たちの10代、20代、30代、50代、高齢者という、人のこの生活のプランニングが大事なので、住まいだけではなくて、トータル的なもので言うと、生活と住宅か、住宅と生活かというのも入れると非常に範囲が広まるかなというふうには思います。

#### ○ 中川雅晶委員長

多分住宅という言い方がちょっとなかなか、普通の生活の住宅という意味ではなくて、多分賃貸とか不動産を借りるときに、なかなか障害をお持ちであったりとかすると貸して

くれないというケースがあって、こういうところに配慮を求められるというケースがあるというところの視点ですよね。多分谷口委員と……。

## ○ 日置記平委員

それから、あわせて名張市のタブレットの話が出ましたが、実は、全国議長会のセミナーで名張市の話が出ました。名張市の話が出たけど、議会改革の中の名張市、でも、財政赤字でなという話も出ました。

ということは何を言うかということ、タブレットを購入して対応するのに、これはやっぱり財政支出が要るわけで、なら、税の負担は底抜けるなら、住民は理解されんでしょうというふうなところがちょっとあったんですがね、要はこれはそれぞれ市町の総合計画の中に組み入れることですから、その手段は別として。川村委員も言われた、私も難しい合理的配慮という言葉が非常に幅が広くて、そこには項目については幾つかの項目が入っているわけですが、やっぱりどこかで焦点を絞るなら、1から9までの間に来ると、10がこれで入りましたかね、今の。すると、一番、情報とコミュニケーションというのは、センターへ相談に行けるところ、障害を持つ人たちが最も相談に行きやすい場所という、その場所を提供する、情報提供する、このコミュニケーションをどうするかということになりますが、国や県や市がこの方向性にスタンスを決めたら、その情報をどんな形で伝達すると一番不安がなくなるのかということですね。

タブレットだけのツールではないと思うので、音声で捉える、文字で捉える、いろいろありますが、我が町にはCTYという媒体がありますから、CTYのほうをうまく活用して電波で流してもらおうという、これは非常に身近で確実な情報伝達となると思います。そうすると、ふだんから障害を持つ不安な形がかなりこれで解決できるのではないかなと思います。

あとは、行政がどのところで受け入れをするか。やっぱり一番行きやすいのはセンターでしょうな。行く前のツールとしてそういった四日市ならCTYという電波をうまく使って、瞬時に情報伝達ができると、CTYさんは繰り返し情報伝達してくれていますから、伝わりが早いのではないかなというふうなことを思います。

だから、この項目の中では、7番の情報伝達というところにも重きを置いていく必要があるかなというふうに思います。

## ○ 中川雅晶委員長

ありがとうございました。

タブレットだけではなくて、そういうほかの伝達方法もという話でしたし、窓口もセンター、それから、特別の障害者差別解消センターみたいなところとかという設置ということも一つは考えられるところはあるかなとは思いますが。

## ○ 日置記平委員

障害者の方々に便利なことを、役に立つことといたら、例えば駅の案内とか、それから、市のいろんな多くの施設とか病院とかですね。あらゆるところへのそういうツールを市が予算化するのはいままでだったかもしれん。これを民間企業に募集をかけて、民間企業に財政の負担をしてもらおうというのは、行政としては余りないわけです。日本のシステムとしてはないですね。ヨーロッパや北米では非常に多いんだそうです。

例えば一つのそういう方々に対する施設、センターをつくった場合に、例えばアメリカだったらロッキードがこの施設をこんな形の目的で寄附されましたというプレートをつけるんだそうです。こんな方法でいくと、たとえ名張市さんが財政力がそうであったとしても、有力な企業がそこがあれば、そういうことにバックアップしてくれるような——これがどんな形でここにあらわせるかは別として——そんな考え方もあろうかと思えます。

## ○ 中川雅晶委員長

ありがとうございました。

いろんな基金であったりとか、民間の力を借りながら推進していくべきだというご指摘かなと思えます。

実は、名張市さんもこれ、新聞記事を読ませていただくと、市民の方から寄附をいただいて、それを原資にされているんです。500万円の寄附をいただいて、それを原資に充てておられるんですが、タブレット端末2台を購入されていて、手話をされる方は市の職員なので、余りお金はかかっていないみたいな話だったんですがという、これも行政のお金じゃなくて、寄附を受けたお金を原資にされているというところが先ほど言われたことと同義かなというふうに思います。

## ○ 日置記平委員



そういえば、今気がついたので、うちも文化会館の東から入ったところにネームプレートがあるじゃないですか、企業の名前が入っていますね。タブレットにここに三菱化学とかJ S Rとか入れればいいわけ。

#### ○ 中川雅晶委員長

企業の社会的責務じゃない、C S Rというのがありますから、そういう視点というのは重要です。

ほか、委員さん、ご意見ございますか。

#### ○ 豊田祥司委員

先ほどから話が出ている市民の方に障害自体を知ってもらうというのは本当に大切なというのは思いまして、小学校だと思うんですけど、僕が施設で働いているときに急に訪れて施設見学したいんですとって、何でそんなのやっているのと言ったら、宿題でやらないとだめなんですわって。多分障害だけではなくて、介護とかそういう関係で福祉の施設という意味で回っているとは思うんですけども、そんなことも取り組みをやっていて、今の時代はこんなのやっているんや、すごいなとかって思いながら思ったところではあるんですけども、本当に精神障害、知的障害、身体障害いろいろありますので、このところをしっかり知ってもらうことがやっぱり一番大事かなとは思っています。

先ほど住居の話がありましたけれども、住居って個人の中では住居なんですけれども、公になってきたら福祉の中に入ってくるかなとは思いつつながら、ここに福祉が入っているので、こちらのほうにそういうところで書いていってもいいかなというのは少し思いました。

#### ○ 中川雅晶委員長

なるほど。

今、指摘いただいたのは、住まいという分野ではなくて福祉の中に住宅セーフティネット法というのがありますので、そういうところで包括されるんではないかなというご意見もありました。それも一つの方法かなとは思っています。

この点、ご意見ありますか。

#### ○ 川村幸康委員

中村さんとそうやって言うておったんです。福祉の中に住宅は入るかな。

○ 中川雅晶委員長

そうですね、確かにそういう観点ですね。

○ 中村久雄委員

福祉をどう捉えるかですね、幅広いでね。

○ 中川雅晶委員長

おっしゃるとおりですね。

○ 中村久雄委員

福祉サービスだけに捉えて福祉やったら……。

○ 中川雅晶委員長

なるほど、わかりました。

ほか、ここのところ、何かこれだけとはかって。一回、では、ちょっとこの辺も正副で検討してみたいというふうに思いますが、ほか、ご意見。

○ 川村幸康委員

あとは正副委員長で私らがまちまち、体系的には言うてないで、その都度議論があったことを言ったのを意のあるところを酌んで上手な条例案を、たたき台をつくってきてもろうて、またそれに意見を加えるのは得意やで、それが論理的に、体系的によそに出しても格好のええ条例になっておるかどうかは正副委員長の腕かと思って。

○ 中川雅晶委員長

そこを精度を上げるためにいろいろ工夫してお伺いしていると。こんなこと言っているんじゃねえわというふうにならないように。

○ 川村幸康委員

それでお願ひします。

○ 中川雅晶委員長

ありがとうございます。

いただいた意見を整理させていただいて、じゃ、次回、もう一度このところを議論するか、もしくはもう正副で、先ほど川村委員がおっしゃっていただいたように、条例案のたたき台のたたき台ぐらいをご提示させていただいて進めていくかというところの段階に来ているんですが、その辺ご意見どうでしょうかね。

○ 川村幸康委員

それで丸投げして逃げるっていうんじゃないけど、お願いもしたいけど、あとは前にやった午前と午後にやったような団体の人らにも一遍こんなですよというのは出して、そこである程度参考意見をもらって、それをまた委員長の案と、あと、こういうところ加筆修正ではないやろうけど、そんなことどうですかというのを少し時間かけてやっても私はいいかなと思っています。

○ 中川雅晶委員長

ありがとうございます。

具体的にたたき台というのは、素案の素案の素案ぐらいのやつをつくって、それでたたき上げて、再度もう一回ご意見賜って仕上げていくというようなやり方というご提案ということですね。

○ 川村幸康委員

それと、今日やと山本さんらが来ておるけど、障害者の団体とかそんなところにちょっと投げかけて聞いてもろうてやってもらええ。

(発言する者あり)

○ 川村幸康委員

だから、見せてきてもらおうということですよ。事務局レベルでやってもろうてもええ

しさ、それは。時間を合わせて寄ってまたやるというのも大変やで、だから、例えば正副の委員長案ができて、それを私らに見せてもらうのも一考やろうし、それでもしよければ、関係団体の人に一遍見てもらって、それがすぐに出してきてもらえると思わへんで、その人らもまたそれで周知して会議してということになると。それをやってもらえれば、その都度その都度次の補足で条例の見直しはしていけるわけやで、そんでいいのかなと思って。

○ 中川雅晶委員長

具体的にちょっと進めていく……。

竹野委員、何かご意見。

○ 竹野兼主委員

今言われたみたいに並行していったらいいんじゃないかな。たたき台を出してもらう部分で次の委員会のところ、そのたたき台のたたき台かもわかりませんが、各種団体さんのほうにこういうたたき台のところを考えていますというのと言って、提案の部分で提出してもらって、意見がもしいただけるのならという部分で並行して、その後、もう一回そういう意見があったという中での話し合いでどうかなと思います。

○ 中川雅晶委員長

わかりました。

具体的に少したたき合いをつくりながら皆さんの意見を伺って、ある程度もう少し見えてきた段階で四身連の皆さんに少し意見を伺ったりとか、この間の前回のこの会議のときに事業者側の意見も伺ったらどうやという意見もありましたし、場合によっては三重県の意見交換とかと言いながら仕上げていくというような方法で進めていかせていただいでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 中川雅晶委員長

ありがとうございます。

じゃ、次回以降、少しそういう形で進めさせていただきますので、よろしくお願いを申

し上げます。

それでは、次回の二つ目の日程のほうなんですが、次回はもう確認をさせていただいています12月21日木曜日の午前10時から、これはもう確定をさせていただいているんですが、その次、1月に入って、ちょっと日にちだけきょうさせていただこうかなと思うんですが、樋口委員、きょう来られていないので、樋口委員の日程がよくわからないのですが、一応今のところ1月16日、それから、1月18日、1月19日の午前中、それから、1月25日というところで、この辺だったら視察とかほかの会議とかというのは今のところはないんですけど、この中で絶対だめやという日、ありますか。

○ 中村久雄委員

25日。

○ 荒木美幸委員

25日の午後。

○ 中川雅晶委員長

じゃ、25日はもうバツやな。

じゃ、16日、18日、19日の午前中で。16日は火曜日ですね。1月16日火曜日、1月18日木曜日、それから……。

○ 川村幸康委員

提案ですけど、今後の21日しますやんか。たたき案出ますやんか。それをして、例えばもし各四身連の諸団体の人に出してもらって、出てきた目鼻でもう一遍提案してもろうても。そんなんだったら、逆に言うと、決めるとそれまでに出してこいという話やろう。どっちのほうかええのかなと思って。

○ 中川雅晶委員長

ご意見何うのに、多分1回だけの21日だけでは出ないというか、固まらないかなと。やっぱり2回ぐらいもんだ上で出したほうがいいかなというのがあるんですが。

○ 川村幸康委員

そんなにないに。出てきたら、もうある程度これもんだんやで。

中川さんらが、委員長らが出してきてもらったやつを21日の日にもんだら、それである程度完成ではないやろうけど、それで四身連の方々に一遍見てもらって、当事者の意見、目線も含めて、どこか違う見方すると、全然これないよというものもあるかもわからんで、それを見てもらって出てきたところで、こっちのペースで集約してくれという話にもならんやろうで、年を明けてすぐに。だから、もしよければ、それでも私はええのかなと思っているんやけど。

○ 中川雅晶委員長

ということは、21日の段階でもう一回日程調整しましょうということ。

○ 川村幸康委員

のがええんと違うかな。

○ 中川雅晶委員長

皆さんどうですかね、それでいいです。

○ 川村幸康委員

年明けの日程ちょっとわからんもん。入ってくるかわからんでね、大体11月末に入ってくるので。

○ 中川雅晶委員長

大体その辺の想定かこれもう難しくなると、2月となると、2月は今度議会が入ってくるので、なかなか厳しい日程条件になってくるんですが、ちょっと心配したのは、ここからどんどん入ってきて、もうなくなってしまうんじゃないかなというのが危惧していただけないです。

○ 谷口周司委員

仮で置いておくだけ置いておいて。

○ 中川雅晶委員長

仮置きで、1月16日か18日かどっちか、どうですかね。

○ 中村久雄委員

どっちかと言うたら18日がいいな。

○ 中川雅晶委員長

川村委員、ちょっと仮置きだけ。

○ 川村幸康委員

いいですよ。

○ 中川雅晶委員長

21日に最終また確認させていただいて、ちょっとこれでは間に合わんとなると、ちょっと日にち変更させてもらう。

○ 川村幸康委員

わかっておるのやけど、仮置き仮置きでよその委員会とかも全部しておるもので、結局なくなったりなんかして、仮置きで不自由になるもので、きちんと限られた日程しか時間ないもので、議会の日程は。みんな仮置きでぼんぼんぼんぼん入れるで、よそも設定しておるもので、結局日程とれんようになるで、確実に今度の21日だけ、私は12月21日が押さえしてあったらそれでいいかなと思って。いいですよ、18日押さえても。けど、みんながそうやってしておるでさ、過密スケジュールになるだけで。

だから、前も言うておったけど、特別委員会は火曜日の午後からしましょうかとかなんか言うておったわな、議会改革で、日程を。そこはよそは入れやんときましようというて。それがもう狂うてきたでさ。

○ 中川雅晶委員長

今はもう早いもん勝ちになっていますので。

○ 川村幸康委員

それではおかしくなるのやわな。

18日の10時ですか。

○ 中川雅晶委員長

そうですね、18日の午前中のほうがいいですか。

(異議なし)

○ 中川雅晶委員長

じゃ、18日の10時からということで、とりあえずよろしく願いたします。

ありがとうございます。

それでは、以上、本日の予定したところは以上でございます。

ほか、委員さんから何かありませんか。

○ 森川 慎委員

済みません、委員長のスケジュールとしてどんなめどで今考えているのかだけちょっと聞いておきたいなと思いますけど。

○ 中川雅晶委員長

今、まだそんなん考えていません。今頭の中は21日にどうやって素案の素案を出そうかなということだけ、すぐ来ますので。その後は皆さん次第ということで、ぜひその素案が出てきて少し議論もんだところで、具体的にどういうスケジュールでというのはまたお示しさせていただきたいと思いますので、決して慌てるわけではないですし、決して悠長にやるわけでもないの、協力のほどよろしく願いたします。

それでは、本日本当にお疲れさまでした。じゃ、また次回よろしく願いたします。ありがとうございます。